

## 弥栄の園居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

### 第1条

社会福祉法人 健仁会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員（厚生省令で定める職員）が、要介護状態にある高齢者等に対し適正な介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

事業所の介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともにその心身の状況等を踏まえて自立した日常生活を営むことができるよう、介護及び生活全般にわたるサービスを計画し提供する。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連絡、調整を図り、総合的な在宅サービスまたは、施設サービスに努めるものとする。

(事業所の名称等)

### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 弥栄の園 居宅介護支援事業所
- 二 所在地 兵庫県加西市北条町西高室 595-11  
(サービス付き高齢者向け住宅 弥栄の園 1F)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

### 第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護支援専門員兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び介護支援サービスの利用の申し込みに係わる調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 数名  
介護支援専門員は、事業所に対する介護サービス計画の申し込みに係る調整及び作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

## 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月～金（土、日も他の兼用施設職員がその業務の一部を代行し、担当者への連絡につとめます。）

但し8月14日から8月15日 12月30日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

- 四 利用者からの相談を受ける場所は、事業所及び利用者宅その他必要と認められる場所。

[以下「事業所相談室」という]とするが、利用者及びその家族の便宜を図る観点よりその希望の場所に選定することも可能とする。

(居宅介護支援サービスの提供方法及び内容)

## 第6条

- 一 居宅介護支援サービスの提供方法は次のとおりとする。

利用者自らがサービスを選択し、決定することを基本に、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。ニーズの解決に向けて各専門職によるチームを構成し公正な立場で必要とされるサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう介護サービス計画を策定し実施していくものとする。又当事業所としては包括的自立支援プログラム方式等で策定していくものとする。

- 二 内容は次のとおりとする。

- 1 課題分析（アセスメント）
- 2 サービス担当国会議（原則として利用者居宅）
  - ・可能な限り要介護者及びその家族の参加を求める。
- 3 介護サービス計画の作成（居宅、施設）
  - ・担当者に対する個別サービス計画を提出依頼し「居宅サービス計画」との連動性や整合性について確認する。
- 4 サービスの仲介と調整
- 5 モニタリング及び再評価
  - ・月に一度は居宅等への訪問（電話による状況確認も含む）を実施し、結果記録を残す。又、提供事業者からも定期及び随時に情報を得るよう努める。
  - ・しかし、初回のアセスメントにおいては、暫定的な要素を有している

と考えられる為、可能な限り短期日に状況確認を行うよう努めることとする。

- ・必要に応じ再アセスメントを実施する。

(利用料その他の費用の額)

#### 第7条

利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

片道 (km) × 2 ÷ 10 × 120 (円) = ○○○円

(実費の範囲内で設定するものとする。)

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

#### 第8条

通常の事業の実施地域は加西市の区域とする。

(人格の尊重)

#### 第9条

事業者は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスを提供しなければならない。

(秘密保持)

#### 第10条

事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密情報は、正当な理由がない限りは遵守し、利用者等の個人情報を用いる場合には利用者及びその当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。又従業者であった者が利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じて行くものとする。

(営利目的行為の禁止)

#### 第11条

事業所は、他のサービス提供主体との連携・調整等において申請者に対して勧誘・サービスや物品の宣伝・斡旋・販売等の営利目的の行為・現金物品等の授受・および宗教・政治的活動等を行わないこととする。

(苦情・ハラスメント処理)

#### 第12条

事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な 改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

#### 第13条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域ケア会議への参加)

#### 第14条

地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合は、これに協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第15条

業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第16条

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援の提供を終了した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人健仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年9月1日より施行する

この規程の改正は、令和2年9月1日から施行する

この規程の改正は、令和5年12月1日から施行する